

広島市水道局規程第4号

令和8年3月31日

広島市水道局職員互助会設置規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 榊原 茂

広島市水道局職員互助会設置規程の一部を改正する規程

広島市水道局職員互助会設置規程(昭和59年広島市水道局規程第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中「、貸付け」を削る。

第5条中「1,000分の4」を「1,000分の3.75」に改める。

第6条第1項第1号中「1,000分の1.5」を「1,000分の1.25」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。